

議案第57号

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,120円」を「1,140円」に，「350円」を「360円」に改める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

鹿児島県青少年社会教育施設の使用料の額を改定するため，所要の改正をしようとするものである。